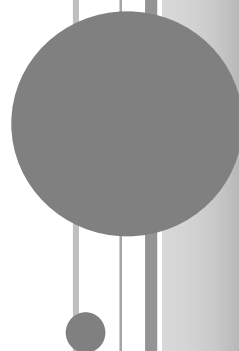


ノーマライゼーション社会の  
実現をめざして

**第3次富山市障害者計画**



## はじめに



富山市は、公共交通を軸として都市機能や生活基盤を徒歩圏内に集約する「コンパクトなまちづくり」を推進するとともに、「地域の介護・福祉」を重点的に取り組む施策と位置づけ、都市機能が充実し、多くの方々から「訪れてみたい」、「住んでみたい」と思われるような、誰からも選ばれる魅力ある都市を目指してまいりました。

近年、人口減少と少子・超高齢社会の進行や、家庭や地域社会の変化等に伴い福祉に対するニーズは、ますます多様かつ高度化しており、障害福祉の分野におきましても、障害者自立支援法の施行により、障害のある人が有する能力や適性に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うこととされました。

平成25年4月には障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改正され、制度の谷間を埋めるべく、障害者の範囲に難病等が加わりました。また、平成25年6月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定され、さらに平成26年1月には、「障害者の権利に関する条約」が批准されたことにより、益々、障害福祉に対する施策が重要なものであるとともに、身近なものになると考えております。

一方、国・地方の財政が依然として厳しい状況であることに加え、先の震災等からの復旧・復興が最優先課題とされる中、真に必要なサービスとは何かを見極めながら、時代の要請にかなった施策を展開していくことが一段と重要になっています。

こうした状況を踏まえ、本市では、障害者基本法に基づく「第3次富山市障害者計画」及び障害者総合支援法に基づく「第4期富山市障害福祉計画」（別冊）を策定したところです。

これまで、障害の有無に関わらず、誰もが住み慣れた地域において、安心して生活を送ることができる「ノーマライゼーション社会」の実現に向けて、障害者計画及び障害福祉計画を推進してきましたところ、障害のある人に対するサービスの充実はもちろんのこと、市民にノーマライゼーションの意識が着実に浸透しつつあると実感しております。

今後も計画の推進に全力をあげて取り組む所存でありますので、市民の皆様には、この計画の趣旨と重要性をご理解いただき、一層のご協力をお願い申し上げます。

終わりに、この計画の策定にあたりまして、アンケート調査及びパブリックコメントなどを通して貴重なご意見をいただきました関係団体及び市民の皆様、並びに熱心なご審議を賜りました富山市障害者自立支援協議会の皆様に対し、心から感謝申し上げます。

平成27年（2015年）3月

富山市長 森 雅 志

富山市障害者計画策定にあたって

1	背景	1	2	計画の策定方法	3
(1)	国際的動向	1	(1)	ニーズの把握等	3
(2)	わが国の動向	1	(2)	計画の策定体制	4
(3)	本市の取組み	3			

第1部 現 状

第1章 富山市の状況

1	富山市の概要	7	2	人口の推移	8
---	--------	---	---	-------	---

第2章 障害のある人たちの現状

第1	障害のある人たちの数	▶ 9	3	持ち家率	21
1	身体に障害のある人	9	第3	障害のある人の雇用・就業の状況	▶ 22
(1)	障害の種類別・障害の程度別の身体に 障害のある人の数	9	1	民間企業の雇用状況	22
(2)	年齢区分別の身体に障害のある人	10	(1)	雇用率の推移	22
2	知的障害のある人	13	(2)	企業規模別にみた障害のある人の雇用 状況	23
3	精神に障害のある人	14	(3)	産業別にみた障害のある人の雇用状況	24
4	発達障害のある人	15	2	本市の雇用状況	26
5	高次脳機能障害のある人	15	3	就労の状況	26
6	難病患者等	16	第4	外出の状況と近所づきあい	▶ 28
7	障害支援（程度）区分認定者	17	1	外出の頻度	28
8	まとめ	18	2	外出時の主な交通手段（身体に障害 のある人）	29
第2	世帯・住居の状況	▶ 19	3	近所づきあい	30
1	世帯人数	19			
2	配偶者の有無	20			

## 第3章 各種サービス等の状況

<p>第1 啓発・広報 ▶ 31</p> <p>1 各種イベント _____ 31</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 福祉啓発事業……………31</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 模範更生者表彰事業……………31</p> <p style="padding-left: 20px;">(3) 障害者（児）作品展……………31</p> <p style="padding-left: 20px;">(4) 精神保健普及啓発事業……………31</p> <p>2 福祉教育 _____ 32</p> <p>3 広報啓発 _____ 32</p> <p>第2 ボランティア等 ▶ 33</p> <p>1 ボランティアの養成等 _____ 33</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) ボランティア等の養成……………33</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) メンタルヘルスサポーターの養成……………33</p> <p>2 富山市ボランティアセンター _____ 33</p> <p>第3 権利擁護 ▶ 34</p> <p>1 虐待の防止 _____ 34</p> <p>2 成年後見制度 _____ 34</p> <p>3 日常生活自立支援事業 _____ 34</p> <p>第4 相談・情報提供 ▶ 35</p> <p>1 相談事業 _____ 35</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 障害者生活支援センター……………35</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 各種相談員……………35</p> <p style="padding-left: 20px;">(3) 窓口における相談指導……………36</p> <p style="padding-left: 20px;">(4) 家庭児童相談室……………36</p> <p style="padding-left: 20px;">(5) 地域総合相談会……………36</p> <p style="padding-left: 20px;">(6) 精神保健福祉相談・心の相談……………36</p> <p style="padding-left: 20px;">(7) 精神保健家族教室……………37</p> <p style="padding-left: 20px;">(8) 難病等療養相談会……………37</p> <p style="padding-left: 20px;">(9) 電話健康相談……………37</p> <p style="padding-left: 20px;">(10) 行政相談……………37</p> <p style="padding-left: 20px;">(11) 心配ごと相談……………37</p> <p>2 情報提供 _____ 37</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 障害福祉のしおり……………37</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 音訳テープの貸出し……………37</p>	<p style="padding-left: 20px;">(3) 図書の貸出し……………38</p> <p style="padding-left: 20px;">(4) テレビ、ラジオ等による情報提供……………38</p> <p>第5 保健・医療 ▶ 39</p> <p>1 保健 _____ 39</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 妊婦健康診査・乳幼児健康診査……………39</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 乳幼児発達健康診査……………41</p> <p style="padding-left: 20px;">(3) 自立訓練……………41</p> <p style="padding-left: 20px;">(4) 精神障害者活動支援事業（ひだまりサロン）……………41</p> <p>2 医療 _____ 42</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 育成医療・更生医療……………42</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 重度心身障害者医療費助成事業……………42</p> <p style="padding-left: 20px;">(3) 精神障害入院・通院者数……………43</p> <p style="padding-left: 20px;">(4) 指定難病、小児慢性特定疾病患者等への公費負担……………43</p> <p>第6 生活支援サービス ▶ 44</p> <p>1 在宅生活支援サービス _____ 44</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 訪問系サービス……………44</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 短期入所（ショートステイ）……………44</p> <p style="padding-left: 20px;">(3) 寝具乾燥……………44</p> <p style="padding-left: 20px;">(4) おむつの支給……………45</p> <p>2 社会参加・自立生活支援 _____ 45</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 外出支援サービス……………45</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 手話通訳者・要約筆記者の派遣……………45</p> <p style="padding-left: 20px;">(3) 盲導犬の貸与助成……………46</p> <p style="padding-left: 20px;">(4) 車いす対応車両購入費の助成……………46</p> <p style="padding-left: 20px;">(5) 日常生活用具の給付と貸与……………47</p> <p style="padding-left: 20px;">(6) 福祉タクシー……………47</p> <p style="padding-left: 20px;">(7) 福祉バスの運行……………47</p> <p style="padding-left: 20px;">(8) 自動車操作訓練費の助成……………48</p> <p style="padding-left: 20px;">(9) 自動車改造費の助成……………48</p> <p style="padding-left: 20px;">(10) 補装具の支給・修理……………48</p> <p style="padding-left: 20px;">(11) 公的施設等の利用料の割引……………49</p> <p>3 日中活動の場 _____ 50</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 生活介護……………50</p>
--	---

(2) 療養介護	51	第8 雇用・就業 ▶ 61	
(3) 地域活動支援センター	51	(1) 公共職業安定所における障害者職業紹介状況	61
(4) 日中一時支援事業	51	(2) 障害者就業・生活支援センター	62
(5) 児童発達支援・放課後等デイサービス	52	(3) 精神に障害のある人の社会適応訓練	62
(6) 盲人ホーム	52	(4) 福祉的就労	62
<b>4</b> 入居・入所施設	53	第9 スポーツ・レクリエーション、文化 ▶ 63	
(1) 入居施設	53	(1) 富山市勤労身体障害者体育センター	63
(2) 入所施設	53	(2) 野外活動	63
<b>5</b> 経済的支援	54	(3) ふれあいキャンプ	63
(1) 各種手当・年金の支給	54	(4) 作品展	63
(2) 心身障害者扶養共済制度	55	(5) 障害者農園	63
(3) 生活福祉資金の貸付	55	(6) 夏期養護学校	64
第7 療育・教育 ▶ 56		(7) おもちゃの図書館	64
<b>1</b> 就学前教育・療育	56	第10 生活環境 ▶ 65	
(1) 保育所・幼稚園	56	<b>1</b> 建築物・道路・公共交通機関	65
(2) 障害児保育	56	(1) 公共的建築物	65
(3) 通所指導	56	(2) 道路	65
(4) 早期療育施設（通園施設）	57	(3) 公共交通機関	65
<b>2</b> 学校教育	57	<b>2</b> 住 宅	66
(1) 特別支援学校	57	(1) 障害のある人向け住宅	66
(2) 障害のある児童の学級	58	(2) 住宅改善費の助成	66
(3) 学習障害児等教育研修会	59		
<b>3</b> 社会教育	59		
(1) 視覚に障害のある人の社会教育	59		
(2) 聴覚に障害のある人の社会教育	59		

## 第4章 関係資源の状況

<b>1</b> ボランティア団体と登録ボランティア数	67	<b>5</b> 障害者福祉プラザ	69
<b>2</b> 障害のある人の団体	67	<b>6</b> その他のサービス提供団体	70
<b>3</b> サービス提供事業者等の状況	68	(1) 社会福祉法人富山市社会福祉協議会	70
<b>4</b> 医療機関	69	(2) 社会福祉法人富山市社会福祉事業団	70

## 第2部 ニーズ

### 第1章 アンケート結果

#### 第1 調査の概要 ▶ 73

1	調査の目的	73
2	調査方法等	73
3	回収結果	74
4	調査・分析にあたって	74

#### 第2 調査対象者の属性等 ▶ 75

1	年齢・性別	75
2	身体障害の種類	76
3	重複障害	76
4	手帳の等級	77
5	障害程度区分	78
6	難病患者の日常生活自立度等	79
	(1) 日常生活自立度等	79
	(2) 主な介助者	79
7	アンケートの記入者	80

#### 第3 権利の擁護と差別 ▶ 81

1	権利の擁護	81
	(1) 日常生活自立支援事業（知的障害のある人・精神に障害のある人）	81
	(2) 成年後見制度（知的障害のある人・精神に障害のある人）	81
2	差別やいやな思い	82

#### 第4 ボランティア ▶ 83

1	ボランティアの受け入れ（身体に障害のある人・知的障害のある人・障害のある児童）	83
---	---	----

#### 第5 相談・コミュニケーション手段 ▶ 84

1	相談機関	84
---	------	----

2	点字の習得およびコミュニケーション手段	87
	(1) 視覚に障害のある人の点字	87
	(2) 聴覚または言語に障害のある人のコミュニケーション手段	87
	(3) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	88

#### 第6 医療 ▶ 89

1	医療のことで困っていること（精神に障害のある人を除く）	89
2	精神に障害のある人の健康状態	90
3	精神科医療等（精神に障害のある人）	90
	(1) 初めて精神科で診療を受けた年齢	90
	(2) 病名と治療	91
	(3) 精神科への入院	91
	(4) 精神科医療で困っていること	92
	(5) 退院に向けてしてほしいこと	92

#### 第7 生活支援サービス ▶ 93

1	訪問系サービス	93
	(1) 居宅介護・重度訪問介護	93
	(2) 外出支援サービス	94
	(3) 訪問入浴サービス	95
2	日中活動系サービス	95
	(1) 生活介護	95
	(2) 自立訓練	96
	(3) 療養介護	97
	(4) 地域活動支援センターまたは富山型デイサービス	97
	(5) 日中一時支援事業	98
	(6) 短期入所	98
3	どこに住みたいか	99
4	生活費	100

第8 教 育 ▶ 101	(1) 現在の仕事をどのようにして見つけたか ……106
1 通園・通学の状況 _____ 101	(2) 現在の仕事に従事している期間 ……106
(1) 通園・通学先等 ……101	(3) 仕事で悩んでいることや困っていること ……107
(2) 通園・通学で困ること ……102	2 働いていない理由 _____ 109
2 希望する学習形態 _____ 103	3 就労意向 _____ 110
3 放課後児童クラブ・放課後等デイサービス _____ 104	(1) 就労意向 ……110
(1) 放課後児童クラブ ……104	(2) 希望勤務形態 ……110
(2) 放課後等デイサービス ……104	第10 生活環境 ▶ 111
4 卒業後の進路と生活 _____ 105	1 外 出 _____ 111
(1) 卒業後の進路 ……105	(1) 外出するうえで困ること ……111
(2) 卒業後の生活 ……105	(2) 精神に障害のある人の外出しない理由 ……112
第9 就 労 ▶ 106	2 災 害 _____ 113
1 就労状況等 _____ 106	第11 暮らしやすくなるために ▶ 114

## 第2章 意見・要望

第1 障害者問題の理解 ▶ 115	(1) 訪問系サービス ……123
第2 ボランティア等 ▶ 116	(2) 移動支援サービス ……124
第3 相談・情報提供 ▶ 116	(3) 日中活動系サービス ……124
1 相 談 _____ 116	(4) 補装具・日常生活用具等 ……125
2 窓口への要望 _____ 117	(5) 各種割引制度 ……126
3 情報提供 _____ 118	(6) その他 ……127
4 手続きの簡素化 _____ 120	2 居住系サービス _____ 128
第4 保健・医療 ▶ 120	(1) グループホーム ……128
1 保 健 _____ 120	(2) 入所施設 ……128
2 医療・医療機関 _____ 121	3 所得保障等 _____ 129
3 リハビリ訓練 _____ 122	(1) 年 金 ……129
4 医療費負担・助成 _____ 122	(2) 手当・生活保護 ……130
5 その他 _____ 123	(3) 税の減免 ……131
第5 生活支援サービス ▶ 123	(4) その他 ……131
1 在宅生活支援サービス _____ 123	4 手帳制度 _____ 131
第6 療育・教育 ▶ 133	(1) 障害者手帳 ……131
	(2) 障害支援区分 ……132
	(3) 介護保険制度 ……132

1	保育所・幼稚園	133	1	建築物・道路・交通機関等	139
2	学校・教育	133	(1)	建築物等のバリアフリー化	139
3	放課後等デイサービス	134	(2)	道路・歩道	139
4	社会教育	134	(3)	公共交通機関	140
			(4)	駐車場	141
			(5)	その他	142
第7 雇用・就業 ▶ 135			2	住宅	142
1	一般就労	135	3	災害対策	143
2	福祉的就労	137	第10 その他 ▶ 143		
第8 スポーツ・レクリエーション、文化 ▶ 138			1	行政への要望	143
1	スポーツ・レクリエーション	138	2	不安	144
2	文化活動	138	3	障害者支援制度	145
3	交流	139	4	アンケート	145
第9 生活環境 ▶ 139			5	その他	147

## 第3部 計 画

### 第1章 基本目標等

第1 基本目標 ▶ 151		6	すべての人にやさしい街づくり	154
第2 計画策定・推進の基本的視点 ▶ 152		7	連携の強化と役割の明確化	154
1	市民参加によるノーマライゼーション社会の実現	第3 計画の性格・範囲・計画期間 ▶ 154		
	152	1	計画の性格	154
2	在宅生活・地域生活の重視	2	計画の範囲	154
	152	3	計画の期間	155
3	障害の特性に応じた支援	第4 障害保健福祉圏域 ▶ 156		
	152	第5 計画の体系 ▶ 157		
4	障害の重複化・重度化および障害のある人の高齢化への対応			
	153			
(1)	障害の重複化・重度化への対応			
	153			
(2)	超高齢社会への対応			
	153			
5	ライフステージに沿った総合的な施策の推進			
	153			



## 第2章 目標年度の障害のある人の数

1	目標年度の人口	158	5	発達障害のある人	161
2	目標年度の身体障害者手帳所持者数	158	6	高次脳機能障害のある人	161
3	目標年度の療育手帳所持者数	160	7	難病患者等	161
4	目標年度の精神障害者保健福祉手帳所持者数	160	8	障害支援区分認定者	162

## 第3章 分野別基本計画

### I ノーマライゼーション理念の普及のために

#### 第1 差別の解消 ▶ 163

1	障害者問題の理解促進	164
(1)	広報事業	164
(2)	障害および障害のある人への理解の促進	164
(3)	各種イベント	165
(4)	交流事業	165
2	障害を理由とする差別の禁止	165
(1)	窓口業務、公共建築物等	166
(2)	民間事業者への対応	166
(3)	障害者差別解消支援地域協議会	166
3	福祉教育の推進	166

#### 第2 権利擁護の推進 ▶ 167

1	権利擁護システムの構築	167
2	市民参加・政治参加	168

#### 第3 虐待の防止 ▶ 169

#### 第4 ボランティア活動 ▶ 170

1	ボランティア意識の醸成	170
2	ボランティアの育成	170
(1)	ボランティア活動に対する支援	171
(2)	ボランティアの養成	171
(3)	ボランティアセンター	171

(4)	ボランティアのネットワークづくり	172
(5)	災害時におけるボランティア活動の支援	172

### II 生活の質の向上のために

#### 第1 相談・情報提供 ▶ 173

1	総合的な相談体制の充実	174
(1)	ピア・カウンセリング	174
(2)	相談体制	174
(3)	専門支援体制	175
2	情報提供の充実	177
(1)	行政情報	177
(2)	一般情報サービス	177
3	意思疎通手段の確保	178

#### 第2 保健・医療 ▶ 179

1	障害の予防と早期発見・早期治療の推進	179
(1)	妊婦・産婦に対するサービス	179
(2)	乳幼児に対するサービス	179
2	健康管理・増進施策の充実	181
(1)	教育・相談等	181
(2)	訪問指導の充実	181
3	医療サービスの充実	181
(1)	障害の原因となる疾病等の治療	181
(2)	正しい知識の普及等	183
4	リハビリテーションの充実	184

5 精神保健・医療施策の充実 ————— 185  
 (1) 心の健康づくり……………185  
 (2) 精神疾患の早期発見・治療……………185

第3 生活支援サービス ▶ 186

1 在宅サービスの充実 ————— 186  
 (1) 訪問系サービス……………186  
 (2) 通所系サービス……………187  
 (3) 短期入所……………187  
 (4) 移動支援サービス……………188  
 (5) 発達障害のある人の支援……………188

2 生活の場の確保・充実 ————— 188

3 施設サービスの見直し ————— 189  
 (1) 地域生活への移行……………189  
 (2) 施設の在り方の見直し……………189

4 福祉用具等の利用促進 ————— 190

5 経済的支援 ————— 190

III 自立と社会参加を促進するために

第1 療育・教育 ▶ 192

1 療育・幼児教育の充実 ————— 192  
 (1) 障害があるとわかった時のフォロー体制……………192  
 (2) 早期療育……………193  
 (3) 障害児保育・幼稚園教育……………193  
 (4) 発達障害のある児童への対応……………194

2 学校教育の充実 ————— 194  
 (1) 就学相談・指導……………194  
 (2) 特別支援教育……………195  
 (3) 発達障害のある児童への対応……………195  
 (4) 教育施設のバリアフリー化……………196  
 (5) 放課後子どもプラン推進事業等……………196

3 社会教育の充実 ————— 196  
 (1) 障害者理解……………197  
 (2) 障害のある人を対象とする学習機会……………197  
 (3) 各種講座への参加……………197  
 (4) 地域での障害のある人とのふれあい交流……………197  
 (5) 福祉バスの利用促進……………198

第2 雇用・就労 ▶ 198

1 一般就労の拡大と支援 ————— 199  
 (1) 事業者への啓発、広報……………199  
 (2) 雇用機会の拡大……………199  
 (3) 雇用・就労の支援……………200  
 (4) 障害者雇用に関する市の対応……………201

2 福祉的就労の支援 ————— 201  
 (1) 自立訓練事業の充実……………201  
 (2) 就労継続支援事業……………202  
 (3) 地域活動支援センター事業の充実……………202

第3 スポーツ・レクリエーション、文化 ▶ 202

1 スポーツ・レクリエーションの振興 — 202  
 (1) スポーツ・レクリエーション……………202  
 (2) スポーツ施設等……………203  
 (3) 指導員の養成……………203

2 文化活動への参加促進 ————— 204  
 (1) 参加する機会の拡充……………204  
 (2) 発表の場の提供……………204  
 (3) 文化活動等への支援……………204  
 (4) 文化施設等における支援……………204

3 公共施設の有効利用 ————— 205

IV バリアフリー化を促進するために

第1 すべての人にやさしい街づくり ▶ 206

1 公共交通機関の整備 ————— 206  
 (1) バス、タクシー……………206  
 (2) 電車、駅等……………207

2 みちの整備 ————— 208  
 (1) 歩道……………208  
 (2) 道路等……………209  
 (3) 障害のある歩行者への支援……………209

3 建築物の整備 ————— 209  
 (1) 民間の公共的建築物……………209  
 (2) 公共建築物……………210

4 公園、水辺空間等オープンスペースの整備 ————— 210

(1) 公園	210	2	障害者施設における防災対策	214
(2) 水辺空間等の整備	211	3	防犯対策の推進	215
第2 住環境の整備	211	<b>V 推進基盤の整備</b>		
1 民間住宅への助成	211	1	専門職の確保と養成	216
2 市営住宅の改善等	212	2	体制の整備と連携	217
第3 防災・防犯対策	212	(1)	庁内体制の整備と連携	217
1 在宅の障害のある人に対する防災対策	212	(2)	国、県および近隣市町村との連携	218
(1) 防火防災意識の高揚	213	(3)	民間との連携	218
(2) 災害時における状況把握と支援体制	213			

## 第4部 資料

○富山市障害者計画・障害福祉計画策定経過	221	○富山市障害者計画等策定検討会設置要綱	224
○富山市障害者計画等策定委員会設置要綱	222	○用語解説	226
○富山市障害者計画等策定委員会委員名簿	223		

# 富山市障害者計画策定にあたって

## 1 背景

### (1) 国際的動向

近年におけるわが国の障害者施策は、1981（昭和56）年の「国際障害者年」に始まり、1982（昭和57）年の「障害者に関する世界行動計画」、1983（昭和58）年～1992（平成4）年の「国連・障害者の十年」、1993（平成5）年～2002（平成14）年の「アジア太平洋障害者の十年」等一連の国際的な動向に大きな影響を受けながら進展を見せてきました。なお、「アジア太平洋障害者の十年」は、2002（平成14）年5月のアジア太平洋経済社会委員会総会において、わが国の主唱により10年延長され、2012（平成24）年5月の同総会において、さらに10年延長されました。

2006（平成18）年、国際連合は、障害のある人の人権および基本的自由の享有を確保し、障害のある人の尊厳の尊重を促進するための包括的かつ総合的な条約である「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」といいます）を採択し、2008（平成21）年から発効しました。わが国は、2007（平成19）年の障害者権利条約署名以降、条約の批准に向けた国内法の整備等を進め、2014（平成26）年1月に同条約を批准し、同年2月から効力を発することとなりました。

### (2) わが国の動向

わが国においては、昭和57年の「障害者対策に関する長期計画」に続き、平成5年には「障害者対策に関する新長期計画－全員参加の社会づくりをめざして－」（障害者基本法の「障害者基本計画」（第1次）とされました。以下「第1次障害者基本計画」といいます）を策定し、同年12月には、障害のある人の自立と社会参加の一層の促進を図るため、障害者基本法を制定（心身障害者対策基本法の抜本改正）しました。障害者基本法では、「すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること」が基本的理念として加えられています。また、法の対象となる障害について、旧法では対象とされていなかった精神障害を障害として明確に位置づけています。この法律や第1次障害者基本計画を実効性のあるものとするため、障害のある人の福祉に関

する施策および障害の予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進をめざした障害者基本計画の策定を国に義務づけ、都道府県および市町村にはこれに準じた計画の策定を求めています。

平成14年12月、国は障害者基本計画（第2次）を公表しました。この計画においては、第1次障害者基本計画における「リハビリテーション」および「ノーマライゼーション」の理念を継承するとともに、障害のある人の社会への参加、参画に向けた一層の推進を図るため、平成15年度から平成24年度までの10年間に講ずべき障害者施策の基本的方向について定めています。同時に、障害者基本計画の前期5年間に重点的に実施する施策、その達成目標および計画の推進方策を定めた「重点施策実施5か年計画」を定めました。平成16年、障害者基本法の一部を改正する法律により、努力規定であった市町村障害者計画の策定が平成19年4月1日から義務規定とされました。平成25年9月、障害者基本計画（第3次）を公表しました。この計画の基本理念および基本原則は、障害者基本法にのっとっています。

一方、障害のある人のサービス等の提供について定める法制度も、めまぐるしく変わりました。平成15年度からは、介護・福祉サービスの利用を従来の措置から利用者の選択による契約に改めるなど、障害のある人の自己決定を尊重する支援費制度が導入されました。平成16年、発達障害者支援法が公布されました。この法律において、「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等をいい、これらの人の心理機能の適正な発達および円滑な社会生活の促進のために、発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うこととしています。さらに、平成15年度に導入された支援費制度を精神に障害のある人も含めて再構築する障害者自立支援法が平成17年11月に公布されました。障害者自立支援法では、市町村に障害福祉計画の策定を義務づけています。

わが国は、障害のある人の権利および尊厳を保護および促進する観点から、障害者権利条約の意義を認め、起草段階から積極的に参加してきたところであり、2007（平成19）年の署名以降、同条約締結に向けた国内法の整備を進めてきました。平成23年の障害者基本法の改正においては、日常生活又は社会生活において障害のある人が受ける制限は、社会の在り方との関係によって生ずるといふいわゆる社会モデルに基づく障害のある人の概念や、障害者権利条約にいう「合理的配慮」の概念が盛り込まれるとともに、国内において障害者基本計画の実施状況を監視し、勧告を行う機関として障害者政策委員会が設置されました。また、平成24年には、障害者自立支援法を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」といいます）に改正しました。さらに、平成25年、

改正障害者基本法第4条の「差別の禁止」の基本原則を具体化し、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」といいます）が制定されました。富山県においては、障害のある人もない人も、互いに納得できる社会的な配慮が一層求められることから、すべての障害のある人が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とし、「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」が制定されました。また、平成23年には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」といいます）、平成24年には「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「障害者優先調達推進法」といいます）、平成25年には「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」等が議員立法により制定されています。

### (3) 本市の取組み

平成17年4月、富山市、大沢野町、大山町、八尾町、婦中町、山田村および細入村の7市町村が合併し、新たな富山市が誕生しました。合併前の7市町村はそれぞれ、障害者基本法に基づく障害者計画を策定していました。平成19年3月、ノーマライゼーション社会の実現をめざして、平成19年度から平成26年度を計画期間とする富山市障害者計画（第2次）を策定しました。障害者基本法に基づく障害者計画および障害者自立支援法に基づく3期にわたる障害福祉計画の推進によって、障害のある人に対する各種サービスの充実はもちろん、市民にノーマライゼーション意識が浸透しつつあります。

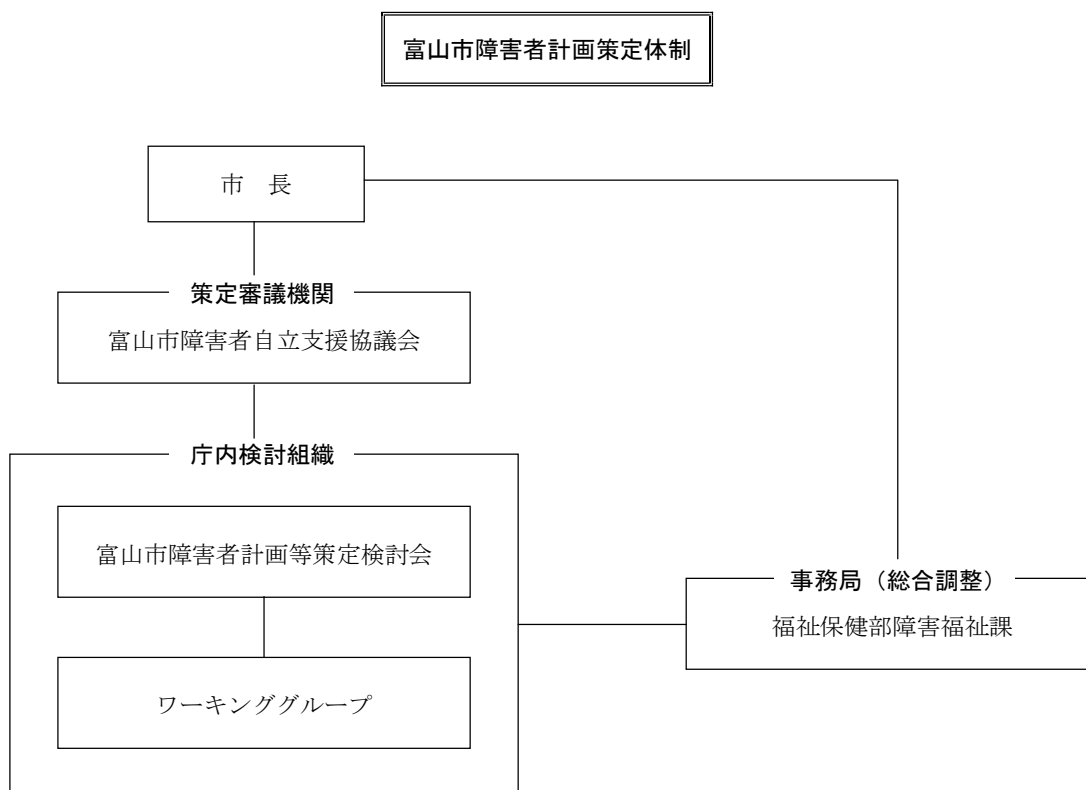
## 2 計画の策定方法

### (1) ニーズの把握等

障害者計画を策定するために最も重要なことは、障害のある人のニーズを把握して、それを計画に反映させることです。平成25年8月、障害のある人の生活実態、意見、ニーズ等を把握するために、身体に障害のある人、知的障害のある人、精神に障害のある人、難病患者等（特定疾患医療受給者証所持者）および障害のある児童を対象としたアンケート調査を実施しました。さらに、平成26年6月には、障害のある人に関係する団体の方々に、障害者計画・障害福祉計画に対する要望や現状のサービス等に対する意見等を提出していただきました。

(2) 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、審議・策定機関として富山市障害者自立支援協議会、調査・研究機関として富山市障害者計画等策定検討会およびワーキンググループを設置し、これらを総合調整しながら推進するために、福祉保健部障害福祉課が事務局を担当しました。なお、富山市障害者自立支援協議会および富山市障害者計画等策定検討会は、障害者総合支援法に定める障害福祉計画についても、審議等を行いました。



各機関の構成と役割

名 称	構 成 員	役 割
富山市障害者自立支援協議会 (17人)	○学識経験者 ○福祉・保健事業等の関係者 ○障害者施設の代表者 ○障害者団体の代表者 ○教育・雇用機関の代表者 ○その他	障害者計画・障害福祉計画に関し必要な事項について調査、審議し、計画を策定する。
富山市障害者計画等策定検討会 (42人)	座長は福祉保健部次長（福祉担当）、検討員は関係施策を所管する課の課長	障害のある人に関する施策についての調査・研究を行うとともに、各部署間の相互調整・連携を図る。
ワーキンググループ	上記検討員がその所属職員のうちから推薦した者	